

# 試合運営管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、東京都大学サッカー連盟が主催するすべての試合の円滑で安全な運営を確保し、目つサッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保することを目的とする。

## (規程の対象)

第2条 競技場及び大学施設、その他関連施設に入場しようとし、または入場したすべてのものに適用される。

## (定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合…東京都大学サッカー連盟主催の全ての試合をいう。
- (2) 施設…試合運営のために、東京都大学サッカー連盟主催が管理する競技場等の施設及び区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者…施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、東京都大学サッカー連盟理事長または代行者をいう。
- (4) 運営担当・セキュリティ担当…運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のために業務に従事する者をいう。
- (5) 警備従業員…大会の安全確保のため、運営、安全責任者が任命した者をいう。

## (禁止行為)

第4条 施設に入場しようとし、または入場した者は、競技場等において、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はアクレディテーションカード等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的としてこれらの物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (7) 動物の類（盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (8) 政治・思想・宗教的な主義、主張、観念の表示、若しくは悪意を醸成させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、  
図面、印刷物等を持ち込み、又は、設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (9) 酩酊、又は他者（審判、参加選手、役員、警備員等を含む。）を脅迫、威圧、挑発する等 著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を醸成させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (10) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (11) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (12) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物品を破壊し、損傷し、又みだりに操作すること。
- (13) 面会を強要し又は居座ること。
- (14) 通行の妨害となる行為をすること。

- (15) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (16) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪すること。
- (17) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為とすること。
- (18) 商行為、寄付金の募集、広告物の啓示等の行為をすること。
- (19) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (20) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影を無許可で行うこと。
- (21) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (22) 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従業員が認める行為をすること。

(施設に関して)

第5条 競技場等に入場しようとし、または入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

- (1) 入場券又はアクレデーションカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査が求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、判断件者の指示、案内、誘導に従うこと。

(入場拒否・退場命令)

第6条

- (1) 運営・安全責任者は、第4条または第5条の規程に違反した者の入場を拒否し、施設から退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置を取ることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される東京都大学サッカー連盟主催試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられたものは、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

(権限の委任)

第7条 運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他のものに委任することができる。

(改廃)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(制定)

第9条 本規程は、令和4年1月1日から施行する。